

平成30年度長崎県食品衛生監視指導計画の概要

第1 趣旨及び基本的方向

長崎県食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）は、食の安全・安心の確保を図るため、食品衛生法第24条第1項に基づき、長崎県が実施する食品衛生対策を定めたものです。

保健所等は、この計画に基づき、食品衛生に関する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施し、食品に起因する事故発生の未然防止に努めます。

第2 計画の適用範囲

1 計画の範囲

本計画は、長崎県内全域（長崎市及び佐世保市は独自に計画を策定）を対象とします。

2 計画の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

第3 監視指導等の実施体制

1 監視指導の実施体制に関する基本的な事項

生活衛生課

長崎県で実施する食品衛生に関する施策の策定や、庁内関係部局及び国、他の自治体等との連絡調整を行います。

食品安全・消費生活課

食の安全に関する各種施策の策定及び情報提供、県民との意見交換（リスクコミュニケーション）を行います。食の安全に関する危機発生時の連絡調整を行います。

保健所

食品営業施設等の監視指導や食品等の収去検査を行うとともに、食中毒及び違反食品等の調査及び拡大防止対策等を行います。また、消費者への情報提供を行います。

食肉衛生検査所

食肉の検査及びと畜場における衛生指導を行います。また、消費者への情報提供を行います。

環境保健研究センター

保健所と連携し、食品等の収去検査及び食中毒等の発生時の検査を行います。

2 厚生労働省、消費者庁及び他の機関等との連携確保に関する事項

長崎市および佐世保市との連携や厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携を図ります。

3 医療機関との連携確保に関する事項

食中毒患者等に関する医師からの届出があった場合、管轄保健所は必要な調査を行うとともに、得られた情報について県内全保健所及び長崎県医師会と情報の共有化を図ります。

4 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項

農林水産物の生産段階の食品安全規制との連携確保のため、緊密な連絡及び連携体制を確保します。また、食品等の表示に関する法を所管する担当部局との間で違反情報を相互に提供するなど連絡及び連携体制を確保します。

5 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項

保健所等の試験検査機関における内部点検や外部精度管理の実施と、検査員等の

技術研修の実施等に努めます。

第4 監視指導等の実施方法

1 一般的な共通監視事項

- (1) 法等に基づく施設基準、管理運営基準、規格基準、表示の基準等に適合することを確認します。
- (2) 一般的衛生管理事項の実施状況の確認・指導を行います。
- (3) 記録の作成、保存の指導及び確認を行います。

2 重点監視事項

- (1) 食中毒予防対策に関する重点監視事項（食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導）
 - ア ノロウイルス食中毒対策
 - イ カンピロバクター食中毒対策
 - ウ サルモネラ食中毒対策
 - エ 腸炎ビブリオ食中毒対策
 - オ ふぐ毒による食中毒対策
 - カ 麻痺性貝毒による食中毒対策
 - キ 腸管出血性大腸菌食中毒対策
- (2) 表示に関する重点監視事項
 - ア 「生食用かき」及び「ふぐ加工品等」についての適正表示
 - イ アレルギー物質を含む食品の適正表示
 - ウ 期限表示の監視強化
 - エ 遺伝子組換え食品の適正表示
 - オ 生食用食肉の適正表示
- (3) 食肉・食鳥肉に関する重点監視事項
食肉処理施設や食鳥処理施設における微生物汚染防止対策

3 施設への立入検査に関する事項

- (1) 保健所の実施する監視
業種ごとに、過去の食中毒の発生状況、発生した場合の影響度、食品の流通の広域性および営業の特殊性などを考慮して、4ランクに分類し、年間20,000件の監視回数を確保します。
- (2) 食肉衛生検査所の実施する監視
対象獣畜について、と畜検査やBSEスクリーニング検査を実施し、食用に適さない食肉の排除を行います。また、施設の衛生管理について指導を行います。
- (3) 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会の実施する検査、指導
対象食鳥を検査し、食用に適さない食鳥肉の排除を行うとともに、施設の衛生管理について指導を行います。

4 食品等の収去検査等に関する事項

- (1) 食品等の収去検査の方向性
県民の食生活の安全を確保するため、食品等の検査を実施し不良食品の排除及び食中毒事故等の未然防止を図ります。
- (2) 食品等の検査実施計画
 - ア 保健所が行う検査
過去の違反及び食中毒事例、施設の衛生管理の状況を踏まえ違反の可能性の高い食品等及び項目に重点を置きます（年間約1,700件）。
 - イ 環境保健研究センター及び食肉衛生検査所等が行う検査
県内産および輸入農産物の残留農薬検査を中心に、不良食品の流通防止に重点を置きます（年間約300件）。

5 食品等の一斉取締りの実施に関する事項

- 監視指導を集中的、重点的に実施するため次の一斉取締りを実施します。
- (1) 春期一斉取締り

- (2) 夏期一斉取締り
- (3) 年末一斉取締り
- (4) 特定の違反事例等による一斉取締り

6 違反を発見した場合の対応に関する事項

- (1) 立入検査時に違反を発見した場合の対応としては、極力その場において改善指導を行います。また、状況・実態により文書による改善指導と必要に応じて、営業の禁止・停止の措置を行います。
- (2) 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応としては、該当食品の回収・廃棄等の措置及び必要に応じて、営業の禁止・停止の措置を行います。
- (3) 食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じて違反内容を公表します。

7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

- (1) 食中毒発生時の対応
「食中毒処理要領」に基づき、迅速かつ的確な対応調査を実施します。
- (2) 食中毒予防の観点から情報提供を図り、必要な情報について速やかに公表します。

第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

1 食品等事業者に対する指導事項

- (1) 食品衛生管理者等の設置
- (2) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

2 食品等事業者向け衛生講習会に関する事項

食品衛生に関する最新の情報を提供するため、食品衛生責任者等を対象に衛生講習会を実施します。

3 HACCP 手法による衛生管理の普及啓発に関する事項

HACCP 手法による衛生管理の導入を推進します。

4 優良な施設の公表に関する事項

5 公益社団法人長崎県食品衛生協会への支援及び連携に関する事項

第6 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

1 県民との情報及び意見の交換の実施に関する事項

2 監視指導の実施状況等の公表に関する事項

第7 食品衛生に関する人材の育成及び資質の向上

1 職員（食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員等）に関する事項

2 食品関係者に関する事項